

総会議事（１）

令和３年度事業報告について

令和 3 年度 事業報告書

1 令和 3 年度の活動内容

月 日			活動内容	備考
5	26	水	総会 【開催場所】メールにて資料配付	
6	2 3	水 木	研修会（整備局主催、管内市町村職員） 【開催場所】Web 開催	1 6 名
9	28	火	講習会（愛知県研修会） 【開催場所】Web 開催	4 5 名
10	1	金	講習会（愛知県研修会） 【開催場所】Web 開催	6 2 名
10	25	月	講習会（岐阜県研修会） 【開催場所】Web 開催	2 3 名
10	26	火	講習会（三重県研修会） 【開催場所】Web 開催	3 4 名
10	27	水	講習会（静岡県研修会） 【開催場所】Web 開催	6 0 名
11	30	金	講演会 名古屋法務局 民事行政部 不動産登記部門 【開催場所】Web 開催	約 3 5 0 名
2	10	木	第 1 回分科会（第三分科会） 【開催場所】メール会議	
2	18	金	第 1 回分科会（第一・二分科会） 【開催場所】Web 開催	
3	4	金	第 1 回幹事会 【開催場所】Web 開催	

(1) 講演会

開催日時	令和 3 年 11 月 30 日(火) 13:30~15:45	
主 催 者	中部地方整備局	
開催方法	WEB 開催	
参 加 者	約 350 名	
演 題	民法等の一部を改正する法律による不動産登記法の改正について 名古屋法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 伊藤 登志也 氏	
	長期相続登記等未了土地解消作業について 名古屋法務局民事行政部不動産登記部門次席登記官 桜木 茂樹 氏	
	表題部所有者不明土地解消作業について 名古屋法務局民事行政部不動産登記部門総括表示登記専門官 角間 隆夫 氏	

(2) 講習会

<岐阜県>

開催日時	令和3年10月25日(月) 13:30~15:30
主催者	岐阜県
開催方法	WEB 開催
参加者	23名
講義内容	財産管理制度を利用した所有者不明土地の取得 岐阜県弁護士会 尾藤 望 氏

<静岡県>

開催日時	令和3年10月27日(水) 10:00~16:30
主催者	静岡県
開催方法	WEB 開催
参加者	60名
講義内容	所有者不明土地法の概要、土地収用法の特例、事例の解説 中部地方整備局用地部用地企画課 支援係長 石崎 一志 氏
	所有者不明土地管理制度と財産管理制度 静岡県弁護士会 大瀧 友輔 氏
	所有者不明土地に関する登記制度（相続登記義務化関連を中心として） 愛知県司法書士会 会長 細井 久史 氏
	所有者不明土地問題に関する静岡県司法書士会の取り組み 静岡県司法書士会 佐藤 圭 氏

<愛知県>

開催日時	令和3年9月28日(木) 16:20～17:10
主催者	愛知県
開催方法	WEB 開催
参加者	45 名
講義内容	所有者不明土地法について 中部地方整備局用地部用地企画課 支援係長 石崎 一志 氏
開催日時	令和3年10月1日(金) 13:30～17:00
主催者	愛知県
開催方法	WEB 開催
参加者	62 名
講義内容	所有者不明土地に関する登記制度（相続登記義務化関連を中心として） 愛知県司法書士会 会長 細井 久史 氏
	所有者不明土地問題 ～土地家屋調査士の視点から、関連する法改正を通して解決策を考える～ 愛知県土地家屋調査士会 会長 梅村 守 氏

<三重県>

開催日時	令和3年10月26日(火) 13:30～16:00
主催者	三重県
開催方法	WEB 開催
参加者	34 名
講義内容	所有者不明土地をめぐる最近のトピックス 中部地方整備局用地部用地企画課 支援係長 石崎 一志 氏
	所有者不明土地に関する登記制度（相続登記義務化関連を中心として） 愛知県司法書士会 会長 細井 久史 氏

(3) 研修会（用地事務(初級)研修 特別コース)

開催日時	令和3年6月2日(水)～令和3年6月3日(木)		
主 催 者	中部地方整備局		
開催方法	WEB 開催		
参 加 者	16 名（市町村職員）		
講義内容	用地事務の流れ 不正防止対策（コンプライアンス） 地籍整備 用対連基準 不当要求防止対策 土地評価 建物移転工法	用地部用地企画課 用地部 用地部用地企画課 用地部用地企画課 宇都木法律事務所 用地部用地対策課 用地部用地対策課	企画係長 建設専門官 支援係長 指導係長 弁護士 宇都木 寧 氏 河川係長 業務調整係長
備 考	令和3年6月4日(金) 用地測量（理論・実地） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止		

総会議事（２）

構成員の加入等について

構成員の加入等について

○中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会規約（抜粋）

第 10 条 この規約に定めるもののほか、次の事項は総会の決定を得なければならない。

- 一 構成員の加入及び脱退
- 二 規約の改正
- 三 その他本会の運営に関する重要な事項

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会構成員名簿 新旧対照表

改 正 案	現 行
別表3（協力会員） 1. 弁護士会 （中部弁護士会連合会） （静岡県弁護士会） 2. 司法書士会 （愛知県司法書士会） （静岡県司法書士会） （岐阜県司法書士会） （三重県司法書士会） 3. 行政書士会 （愛知県行政書士会） （静岡県行政書士会） （岐阜県行政書士会） （三重県行政書士会） 4. 土地家屋調査士会 （愛知県土地家屋調査士会） （静岡県土地家屋調査士会） （岐阜県土地家屋調査士会） （三重県土地家屋調査士会） 5. 不動産鑑定士協会 （中部不動産鑑定士協会連合会） 6. 補償コンサルタント協会 （日本補償コンサルタント協会 中部支部） 7. 日本国土調査測量協会 （日本国土調査測量協会 東海地区事業委員会） <u>8. 宅地建物取引業協会</u> <u>（愛知県宅地建物取引業協会）</u> <u>（静岡県宅地建物取引業協会）</u> <u>（岐阜県宅地建物取引業協会）</u> <u>（三重県宅地建物取引業協会）</u> <u>9. 全日本不動産協会</u> <u>（全日本不動産協会愛知県本部）</u> <u>（全日本不動産協会静岡県本部）</u> <u>（全日本不動産協会岐阜県本部）</u> <u>（全日本不動産協会三重県本部）</u> 以上、<u>9</u>会員	別表3（協力会員） 1. ～ 7. （略） <u>（新）</u> <u>（新）</u> 以上、<u>7</u>会員

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会構成員名簿 新旧対照表

改 正 案	現 行
別表2（準会員） 1. 愛知県土地開発公社 2. 愛知県道路公社 3. 静岡県土地開発公社 4. 岐阜県土地開発公社 5. 三重県土地開発公社 6. 名古屋市土地開発公社 7. 名古屋高速道路公社 8. 農林水産省 東海農政局 9. 防衛省 東海防衛支局 10. 防衛省 南関東防衛局 11. 東海旅客鉄道株式会社 12. 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 13. 中日本高速道路株式会社 東京支社 14. 独立行政法人水資源機構 中部支社 15. 独立行政法人都市再生機構 中部支社 16. 中部電力株式会社 17. 中部電力パワーグリッド株式会社 18. 東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社 19. 関西電力送配電株式会社 東海電力本部 20. 電源開発株式会社 水力発電部 中部支店 21. 株式会社NTTファシリティーズ 東海支店 22. <u>株式会社NTTフィールドテクノ</u> 23. 名古屋鉄道株式会社 24. 近畿日本鉄道株式会社 25. 名古屋港管理組合 以上、25会員	別表2（準会員） 1. ～21. （略） 22. <u>株式会社NTTフィールドテクノ 東海支店</u> 23. ～25. （略） 以上、25会員

総会議事（３）

令和４年度事業計画について

令和4年度 事業計画書

1. 会議等の開催

(1) 通常総会

日 時：令和4年5月30日（月）

場 所：KKRホテル名古屋 芙蓉の間

(2) 幹事会

日 時：令和5年3月頃予定

検討内容：各分科会で策定された活動計画案を事業計画等として承認、議決

(3) 分科会

1) 第一分科会（分科会長：中部地方整備局用地部用地企画課長補佐）

日 時：令和5年2月頃予定

検討内容：既存・新制度活用を推奨していくために、各県にて制度の普及啓発活動のための研修等の活動計画案を策定

2) 第二分科会（分科会長：中部地方整備局建政部計画管理課長補佐）

日 時：令和5年2月頃予定

検討内容：地域福利増進事業の推奨のための周知活動や、事業認定円滑化の周知のために、ニーズに応じた研修等の活動計画案を策定

3) 第三分科会（分科会長：名古屋法務局民事行政部不動産登記部門次席登記官）

日 時：令和5年2月頃予定

検討内容：長期相続登記未了土地解消作業のために、名古屋法務局及び各地方法務局管内において説明会等の活動計画案を策定

2. 講演会

(1) 第1回講演会

日 時：令和4年5月30日（月）

演 題①：所有者不明土地対策の推進

～所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正～

演 題②：地籍調査について

(2) 第2回講演会

日 時：令和4年10月～11月頃予定

演 題：未定

3. 講習会

(1) 目的

公共用地の取得等に伴い、所有者不明土地に直面する市町村等の用地業務に携わる職員に対して、所有者不明土地法を含む関連する公共用地取得の諸制度の普及・啓発を目的とする。

(2) 実施方針案

研修対象者を用地初任者と用地経験者に区分した研修を各県の研修会で実施

(3) 講義内容(予定)

初任者向き研修	所有者不明土地法や所有者不明土地の関連制度等の解説
経験者向き研修	士業団体を講師に、所有者不明土地に関する実務的な内容の講義や、整備局から事業認定、地籍整備等についての講義を予定

(4) 実施計画案

1) 岐阜県研修会

日 時：令和4年9月～10月頃予定

講義内容：未定

2) 静岡県研修会

日 時：令和4年9月～10月頃予定

講義内容：未定

3) 愛知県研修会

日 時：令和4年9月～11月頃予定

講義内容：未定

4) 三重県研修会

日 時：令和4年9月頃予定

講義内容：未定

4. 研修会（中部地区用地対策連絡協議会との合同による研修）【詳細は別紙参照】

(1) 初任者研修

日 時：令和4年6月27日（月）～28日（火）

開催方法：WEB 会議方式

対 象 者：原則、用地経験2年以内の者

目 的：用地担当者としての基本的知識を修得させることを目的とする。

(2) 中堅研修

日 時：令和4年8月24日（水）～26日（金）

開催方法：WEB 会議方式

対 象 者：原則、用地経験3年～5年以内の者

目 的：中堅担当者として必要とされる基礎的知識及び修得しておくべき知識得させることを目的とする。

(3) 用地測量研修

日 時：令和4年10月6日（木）

実施場所：大津橋ビル5階（大会議室）及び名城公園市民の森

対 象 者：原則、用地経験3年～5年以内の者

目 的：用地測量に関する基礎的知識及びスキルの修得を目的とする。

(4) 測量研修（不動産登記）

日 時：令和4年10月28日（金）

実施場所：WEB 会議方式

対 象 者：原則、用地経験3年～5年以内の者

目 的：不動産登記関係について、中堅担当者として必要とされる基礎的知識を修得させることを目的とする。

(5) 地籍調査研修

日 時：令和4年10月予定

実施場所：WEB 会議方式

対 象 者：初級、中級担当者

目 的：地籍調査に関する基礎的知識の修得を目的とする。

（令和4年3月4日幹事会決定）

(別紙1)

中部地区用地対策連絡協議会
中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会

令和4年度 初任者研修日程表

1. 開催予定日 令和4年6月27日(月)～28日(火)
2. 場 所 Web会議方式
3. 対象者 原則、用地経験2年以内の者
4. 目 的 用地担当者としての基本的知識を修得させることを目的とする。

5. 日 程 表 案

	午 前 (9:30～12:00)		午 後 (13:00～17:00)			
1日目	—		13:00 ～ Web 接続	13:20 ～ ガイ ダン ス	(13:00～15:00) 用地事務の概要 (コンプライアンス、不正防止、所有者不明土地関係含む) 中部地方整備局 用地部用地企画課 (課長補佐(企画))	(15:00～16:30) 損失補償概論 (一般補償基準) 中部地方整備局 用地部用地企画課 (企画)
2日目	9:30 ～ Web 接続	(10:00～12:00) 事前協議制度と 収用等の課税の特例 名古屋国税局	(13:00～17:00) 用地交渉等勉強会(演習) 中部地方整備局 用地対策官会議			

(別紙2)

中部地区用地対策連絡協議会
中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会

令和4年度 中堅研修日程表

1. 開催予定日 令和4年8月24日(水)～26日(金)
2. 場 所 Web会議方式
3. 対象者 原則、用地経験3年～5年以内の者
4. 目 的 中堅担当者として必要とされる基礎的知識及び
修得しておくべき知識を修得させることを目的とする。

5. 日 程 表 案

	午 前 (9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0)			午 後 (1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)	
1 日 目	9:30 ～ Web 接 続	9:50 ～ ガイ ダン ス	(10:00～12:00) 消 費 税 (一財) 公共用地補償機構 用地補償研究所	(13:00～16:00) 移 転 工 法 の 実 務 中部地方整備局 用地部用地対策課 (業務調整)	—
2 日 目	9:30 ～ Web 接 続	(10:00～12:00) 土 地 評 価 (理 論) 中部地方整備局 用地部用地対策課 (業調、河川)		(13:00～16:00) 土 地 評 価 (演 習) 中部地方整備局 用地部用地対策課 (業調、河川)	—
3 日 目	9:30 ～ Web 接 続	(10:00～12:00) 土 地 収 用 法 中部地方整備局 用地部用地企画課 (課長補佐 (収用))		(13:00～14:55) 19条5項指定申請 地籍整備の推進について 中部地方整備局 用地部用地企画課 (地籍調査)	(15:05～17:00) 所有者不明土地の利用の円滑化 等に関する特別措置法について 中部地方整備局 用地部用地企画課 (課長補佐 (土地適正管理))

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会

令和4年度 用地測量研修日程表

1. 開催予定日 令和4年10月6日(木)
2. 場 所 大津橋ビル5階 大会議室(名古屋市中区丸の内3-4-10)
名城公園 市民の森(名古屋市北区名城1丁目1 付近)
3. 対象者 原則、用地経験3年～5年以内の者
4. 目 的 測量に関する基礎的知識及びスキルの修得を目的とする。

5. 日 程 表 案

	午 前 (9:30～12:00)			午 後 (13:00～17:00)	
	9:30 ～ 受付	9:50 ～ ガイ ダン ス	(10:00～12:00) 用地測量のため の位置基準 (一社)全国測量設 計業協会連合会 中部地区協議会	(13:00～ 14:00) 測量実習 の説明・ 現地移動 (一社)全国測 量設計業協会 連合会中部地 区協議会	(14:00～17:00) 測量実習(現地実習) (一社)全国測量設計業協会連合会 中部地区協議会
1日目					

(別紙4)

中部地区用地対策連絡協議会
中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会

令和4年度 測量研修（不動産登記）日程表

1. 開催予定日 令和4年10月28日（金）
2. 場 所 Web会議方式
3. 対象者 原則、用地経験3年～5年以内の者
4. 目 的 不動産登記に関する基礎的知識を修得させることを目的とする。

5. 日 程 表 案

	午 前 (9:30～12:00)		午 後 (13:00～17:00)	
	9:30 ～ Web 接続	(10:00～12:00) 不動産登記（表示） の実務 愛知県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	(13:00～15:00) 不動産登記（権利） の実務 愛知県公共嘱託登記 司法書士協会	—
1 日 目				

(参 考)

令和4年度 事業計画（年間スケジュール表）

（中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会）

月 日			活動内容	備 考
5	30	月	総会 【開催場所】KKRホテル名古屋	
5	30	月	講演会 【開催場所】KKRホテル名古屋	
6	27 28	月 火	研修会（中部用対連・中部所不連「初任者研修」） 【WEB 研修】	
8	24 25 26	水 木 金	研修会（中部用対連・中部所不連「中堅研修」） 【WEB 研修】	
9月頃		—	講習会（三重県研修会） 【開催場所】未定	用地初任者向き 用地経験者向き
9～10月頃		—	講習会（岐阜県研修会） 【開催場所】未定	用地初任者向き 用地経験者向き
9～10月頃		—	講習会（静岡県研修会） 【開催場所】未定	用地初任者向き 用地経験者向き
9～11月頃		—	講習会（愛知県研修会） 【開催場所】未定	用地初任者向き 用地経験者向き
10	6	木	研修会（中部所不連「用地測量研修」） 【開催場所】大津橋ビル5階大会議室・名城公園市民の森	
10	28	金	研修会（中部用対連・中部所不連「測量研修（不動産登記）」） 【WEB 開催】	
10月頃		—	研修会（中部所不連「地籍調査研修」） 【WEB 開催】	
10～11月頃		—	講演会、説明会等（詳細未定） 【開催場所】未定	
2	下旬	—	第1回分科会 【開催場所】中部地方整備局3階共用中会議室	
3	上旬	—	第1回幹事会 【開催場所】中部地方整備局3階共用中会議室	

総会議事（４）

規約の改正について

規約の改正について

○中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会規約（抜粋）

第10条 この規約に定めるもののほか、次の事項は総会の決定を得なければならない。

- 一 構成員の加入及び脱退
- 二 規約の改正
- 三 その他本会の運営に関する重要な事項



令和4年5月10日
不動産・建設経済局
土地政策審議官部門
土地政策課 公共用地室

「土地政策推進連携協議会」を設置します！

～ 地方公共団体の土地に関する課題解決や地域づくりを支援します ～

全国10地区の「所有者不明土地連携協議会」（平成31年設立）を、「土地政策推進連携協議会」に改組します。地域の持てる力をより良い地域づくりにつなげるため、今般の所有者不明土地法の改正を契機として、所有者不明土地対策のみならず、地方公共団体における土地の利活用や取得に関する課題への取組に対する支援を強化します。

1 土地政策推進連携協議会とは

- ・「所有者不明土地連携協議会」は、平成31年に、所有者不明土地法の施行に伴い、全国10地区において、地方整備局等の行政機関、都道府県、弁護士会等の関係士業団体により設立されました。
- ・今回、名称を「土地政策推進連携協議会」へと変更し、市町村、中小不動産関係団体などを新たな会員として加え、広く土地に関する課題解決や地域づくりを支援することとします。（※今後、各地区の手続きを経て、正式に決定します。）

2 活動内容

- ・「所有者不明土地連携協議会」は、講演会や講習会を開催し、所有者不明土地法の制度説明、所有者の探索手法など、主に所有者不明土地の対策のための活動を行ってきました。
 - ・これらに加え、「土地政策推進連携協議会」では、
 - ①今般の法改正で創設された新たな制度（計画の策定や推進法人の指定、管理不全所有者不明土地についての代執行等）の運用の支援、
 - ②空き地活用の事例紹介など低未利用土地の利活用の推進、空き家対策、管理不全土地対策などを図るための情報提供、
 - ③用地業務や地籍調査の推進につながる情報提供など広く土地に関する課題解決や地域づくりの支援を行います。
- さらに、相談窓口の設置や民間団体と連携した相談会の開催等も行う予定です。

3 今後の予定

- ・「土地政策推進連携協議会」としての活動は、地方ブロックごとに講演会を行うことから開始します。5月17日（火）の関東地区が最初の開催地です。（講演会詳細については、各地区連携協議会へお問合せ下さい）。

<お問い合わせ先>

国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課 公共用地室 濱田、小野寺、松本
代表：03-5253-8111（内線、30151、30150、30145）
直通：03-5253-8270 FAX：03-5253-1558

協議会規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
○中部地区 <u>土地政策推進</u> 連携協議会規約	○中部地区 <u>所有者不明土地等に関する</u> 連携協議会規約
(名称) 第1条 本会は、中部地区 <u>土地政策推進</u> 連携協議会（以下「本協議会」という。）と称する。	(名称) 第1条 本会は、中部地区 <u>所有者不明土地等に関する</u> 連携協議会（以下、「協議会」という。）と称する。
(目的) 第2条 本協議会は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。） <u>の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体等が行う用地業務等を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携及び支援することにより、土地政策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。</u>	(目的) 第2条 本協議会は、 <u>「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）を含む関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的とする。</u>
(事業) 第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 <u>一 所有者不明土地法の施行に関すること</u> <u>二 所有者不明土地問題の解決に関すること</u> <u>三 地方公共団体等の用地業務等の円滑な遂行に関すること</u> <u>四 その他土地政策の円滑な遂行に関すること</u> <u>五 前各号に関する相談体制の構築、相談窓口の設置並びに講習会や講演会等の開催に関すること</u> <u>六 その他必要と認められる事項に関すること</u>	(事業) 第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 <u>一 所有者不明土地法を含む関連する公共用地取得の諸制度の普及・啓発</u> <u>二 所有者不明土地法に関する施策・取組（地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例、財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例）の情報共有等</u> <u>三 用地隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案</u> <u>四 専門家等の活用を図っていくための方策の検討</u> <u>五 講習会や講演会等の開催</u> <u>六 会員による相談体制の構築、相談窓口の設置</u> <u>七 その他必要と認められる事項に関すること</u>

改 正 案	現 行
(構成員等) 第4条 本協議会は、別表1に掲げる会員、別表2に掲げる準会員及び別表3に掲げる協力会員（以下「構成員」という。）並びに特別会員をもって組織する。 (特別会員) 第5条 前条に定める特別会員とは、以下のとおりとする。 一 <u>愛知県、静岡県、岐阜県及び三重県の各市町村、並びに長野県</u> 二 <u>地域福利増進事業者</u> 三 <u>所有者不明土地利用円滑化等推進法人</u> (役員) 第6条 (略) (役員を選任) 第7条 (略) (役員の職務) 第8条 (略) (総会) 第9条 (略) (総会の議決事項) 第10条 (略) (総会の議事) 第11条 (略)	(構成員等) 第4条 本協議会は、別表1に掲げる会員、別表2に掲げる準会員及び別表3に掲げる協力会員（以下「構成員」という。）並びに特別会員をもって組織する。 (特別会員) 第5条 前条に定める特別会員とは、以下のとおりとする。 一 <u>愛知県用地対策連絡会、静岡県用地対策連絡会、岐阜県用地対策連絡協議会、三重地区用地対策連絡会及び長野県地区用地対策連絡協議会に属する市町村（中部地方整備局管内に限る。）。</u> 二 <u>所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業者</u> <u>(新)</u> (役員) 第6条 (略) (役員を選任) 第7条 (略) (役員の職務) 第8条 (略) (総会) 第9条 (略) (総会の議決事項) 第10条 (略) (総会の議事) 第11条 (略)

改 正 案	現 行
(総会の議事の公開) 第 12 条 (略) (幹事会) 第 13 条 (略) (幹事会の議決事項) 第 14 条 幹事会は、次の事項を議決する。 一、二 (略) 三 特別会員 <u>(第 5 条第二号若しくは第三号に限る。)</u> の加入及び脱退 四 (略) (幹事会の議事) 第 15 条 (略) (分科会) 第 16 条 (略) (事務局) 第 17 条 (略) (その他) 第 18 条 (略) 附 則 この規約は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。 この規約は、令和元年 6 月 7 日から施行する。 この規約は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。 <u>この規約は、令和 4 年 月 日から施行する。</u>	(総会の議事の公開) 第 12 条 (略) (幹事会) 第 13 条 (略) (幹事会の議決事項) 第 14 条 幹事会は、次の事項を議決する。 一、二 (略) 三 特別会員 <u>(第 5 条第二号に限る。)</u> の加入及び脱退 四 (略) (幹事会の議事) 第 15 条 (略) (分科会) 第 16 条 (略) (事務局) 第 17 条 (略) (その他) 第 18 条 (略) 附 則 この規約は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。 この規約は、令和元年 6 月 7 日から施行する。 この規約は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。

分科会運営要領 新旧対照表

改 正 案	現 行								
○中部地区<u>土地政策推進</u>連携協議会分科会運営要領 (趣旨) 第1条 この要領は、中部地区<u>土地政策推進</u>連携協議会規約（以下「規約」という。）第16条第5項に基づき、分科会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 分科会は、規約第4条に定める会員をもって組織する。 2 分科会は、同条に定める準会員を出席させ、意見等を聴くことができる。 (分科会) 第3条 分科会は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ右欄に掲げる担当部局の所掌事務に係る活動を行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>担 当 部 局</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一分科会</td><td>中部地方整備局 用地部</td></tr> <tr> <td>第二分科会</td><td>中部地方整備局 建政部・用地部</td></tr> <tr> <td>第三分科会</td><td>名古屋法務局 民事行政部</td></tr> </tbody> </table> (役員) 第4条 各分科会に分科会長を1名を置く。 2 分科会長は、会員の協議により選任する。	名 称	担 当 部 局	第一分科会	中部地方整備局 用地部	第二分科会	中部地方整備局 建政部・用地部	第三分科会	名古屋法務局 民事行政部	○中部地区<u>所有者不明土地等に関する</u>連携協議会分科会運営要領 (趣旨) 第1条 この要領は、中部地区<u>所有者不明土地等に関する</u>連携協議会規約（以下「規約」という。）第16条第5項に基づき、分科会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 (略) (分科会) 第3条 (略) (役員) 第4条 (略)
名 称	担 当 部 局								
第一分科会	中部地方整備局 用地部								
第二分科会	中部地方整備局 建政部・用地部								
第三分科会	名古屋法務局 民事行政部								

改 正 案	現 行
(役員の職務) 第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を統括する。 2 分科会長は、当分科会に属する会員を選出する。 (会議) 第6条 会議は、分科会長の要請により必要に応じて随時開催するものとする。 2 分科会長は、分科会の議長となる。 3 必要に応じて、関係する分科会と合同の会議を開催することができる。 (庶務) 第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する部局等が掌る。 附 則 この要領は、平成31年2月6日から施行する。 <u>この要領は、令和4年 月 日から施行する。</u>	(役員の職務) 第5条 (略) (会議) 第6条 (略) (庶務) 第7条 (略) 附 則 この要領は、平成31年2月6日から施行する。

中部地区土地政策推進連携協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、中部地区土地政策推進連携協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体等が行う用地業務等を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携及び支援することにより、土地政策の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関すること
- 二 所有者不明土地問題の解決に関すること
- 三 地方公共団体等の用地業務等の円滑な遂行に関すること
- 四 その他土地政策の円滑な遂行に関すること
- 五 前各号に関する相談体制の構築、相談窓口の設置並びに講習会や講演会等の開催に関すること
- 六 その他必要と認められる事項に関すること

（構成員等）

第4条 本協議会は、別表1に掲げる会員、別表2に掲げる準会員及び別表3に掲げる協力会員（以下「構成員」という。）並びに特別会員をもって組織する。

（特別会員）

第5条 前条に定める特別会員とは、以下のとおりとする。

- 一 愛知県、静岡県、岐阜県及び三重県の各市町村並びに長野県
- 二 地域福利増進事業者
- 三 所有者不明土地利用円滑化等推進法人

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
幹 事 若干名

（役員の選任）

第7条 会長は、国土交通省中部地方整備局長をもってこれに充てる。

2 幹事は、総会において会員のうちから選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長が職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務を評議する。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回、臨時総会は、幹事会において必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の要求があるとき会長が招集する。
- 3 総会は、会長または会長の指名する幹事が議長として主宰する。
- 4 総会の招集は、会議の開催日の7日前までに文書で目的たる議事を示して構成員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第10条 この規約に定めるもののほか、次の事項は総会の決定を得なければならない。

- 一 構成員の加入及び脱退
- 二 規約の改正
- 三 その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事)

第11条 臨時総会は、幹事会が必要と認めるときは、書面による決定に代えることができる。

(総会の議事の公開)

- 第12条 総会は、原則として公開とし、議事の要旨は、総会後速やかに公開する。ただし、特段の理由があるときは、総会を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事の要旨を公開するものとする。

(幹事会)

第13条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、会長または会長の指名する幹事が議長として主宰する。
- 4 会長が必要と認めるときは、幹事以外の構成員及び特別会員に意見を聴くことができる。

(幹事会の議決事項)

第14条 幹事会は、次の事項を議決する。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 分科会の構成に関する事項
- 三 特別会員（第5条第二号若しくは第三号に限る。）の加入及び脱退
- 四 その他会務の執行に関する事項

(幹事会の議事)

第15条 幹事会は幹事の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(分科会)

第16条 分科会は、幹事会の下に置く。

- 2 分科会は、各専門分野に分かれて第3条に規定する事業の活動計画を策定する。
- 3 分科会は、支援に関する実態把握その他必要な調査を特別会員に対し行うことができる。
- 4 第2項の活動計画の決定に関しては、必要に応じて協力会員に意見を聞くものとする。
- 5 分科会の役員選出及び活動等に関し必要な事項は、幹事会の議決をもって別に定める。

(事務局)

第17条 本協議会は、事務局を国土交通省中部地方整備局用地部に置く。

- 2 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。
- 3 事務局に、事務局長その他所要の職員を置く。
- 4 事務局長は、国土交通省中部地方整備局用地部長をもってこれに充て、会長の命を受けて事務を掌理する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月6日から施行する。

この規約は、令和元年6月7日から施行する。

この規約は、令和2年6月3日から施行する。

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

中部地区土地政策推進連携協議会構成員名簿

別表 1（会員）
1. 法務省 （名古屋法務局、静岡地方法務局、津地方法務局、岐阜地方法務局） 2. 国土交通省 （中部地方整備局） 3. 愛知県 4. 静岡県 5. 岐阜県 6. 三重県 7. 名古屋市 8. 静岡市 9. 浜松市 以上、9 会員

別表 2 (準会員)

1. 愛知県土地開発公社
2. 愛知県道路公社
3. 静岡県土地開発公社
4. 岐阜県土地開発公社
5. 三重県土地開発公社
6. 名古屋市土地開発公社
7. 名古屋高速道路公社
8. 農林水産省 東海農政局
9. 防衛省 東海防衛支局
10. 防衛省 南関東防衛局
11. 東海旅客鉄道株式会社
12. 中日本高速道路株式会社 名古屋支社
13. 中日本高速道路株式会社 東京支社
14. 独立行政法人水資源機構 中部支社
15. 独立行政法人都市再生機構 中部支社
16. 中部電力株式会社
17. 中部電力パワーグリッド株式会社
18. 東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社
19. 関西電力送配電株式会社 東海電力本部
20. 電源開発株式会社水力発電部 中部支店
21. 株式会社N T Tファシリティーズ 東海支店
22. 株式会社N T Tフィールドテクノ
23. 名古屋鉄道株式会社
24. 近畿日本鉄道株式会社
25. 名古屋港管理組合

以上、25 会員

別表 3 (協力会員)

1. 弁護士会
(中部弁護士会連合会)
(静岡県弁護士会)
2. 司法書士会
(愛知県司法書士会)
(静岡県司法書士会)
(岐阜県司法書士会)
(三重県司法書士会)
3. 行政書士会
(愛知県行政書士会)
(静岡県行政書士会)
(岐阜県行政書士会)
(三重県行政書士会)
4. 土地家屋調査士会
(愛知県土地家屋調査士会)
(静岡県土地家屋調査士会)
(岐阜県土地家屋調査士会)
(三重県土地家屋調査士会)
5. 不動産鑑定士協会
(中部不動産鑑定士協会連合会)
6. 補償コンサルタント協会
(日本補償コンサルタント協会中部支部)
7. 日本国土調査測量協会
(日本国土調査測量協会東海地区事業委員会)
8. 宅地建物取引業協会
(愛知県宅地建物取引業協会)
(静岡県宅地建物取引業協会)
(岐阜県宅地建物取引業協会)
(三重県宅地建物取引業協会)
9. 全日本不動産協会
(全日本不動産協会愛知県本部)
(全日本不動産協会静岡県本部)
(全日本不動産協会岐阜県本部)
(全日本不動産協会三重県本部)

以上、9 会員

中部地区土地政策推進連携協議会 (旧:中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会)



